

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、越谷市地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2の規定に基づき、地域住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、市長の附属機関として、越谷市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の公共交通のあり方の協議に関する事。
- (2) 計画の策定及び変更の協議に関する事。
- (3) 計画の実施に係る連絡調整に関する事。
- (4) 計画に定められた事業の実施に関する事。
- (5) 地域の実情に応じた公共交通の運行の合意形成に関する事。
- (6) その他地域公共交通に関し協議会が必要と認める事。

(組織)

第3条 協議会は、委員29人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市の職員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係公共交通事業者等
- (4) 公募による市民
- (5) 学識経験者
- (6) 自治会を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和2年条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。